

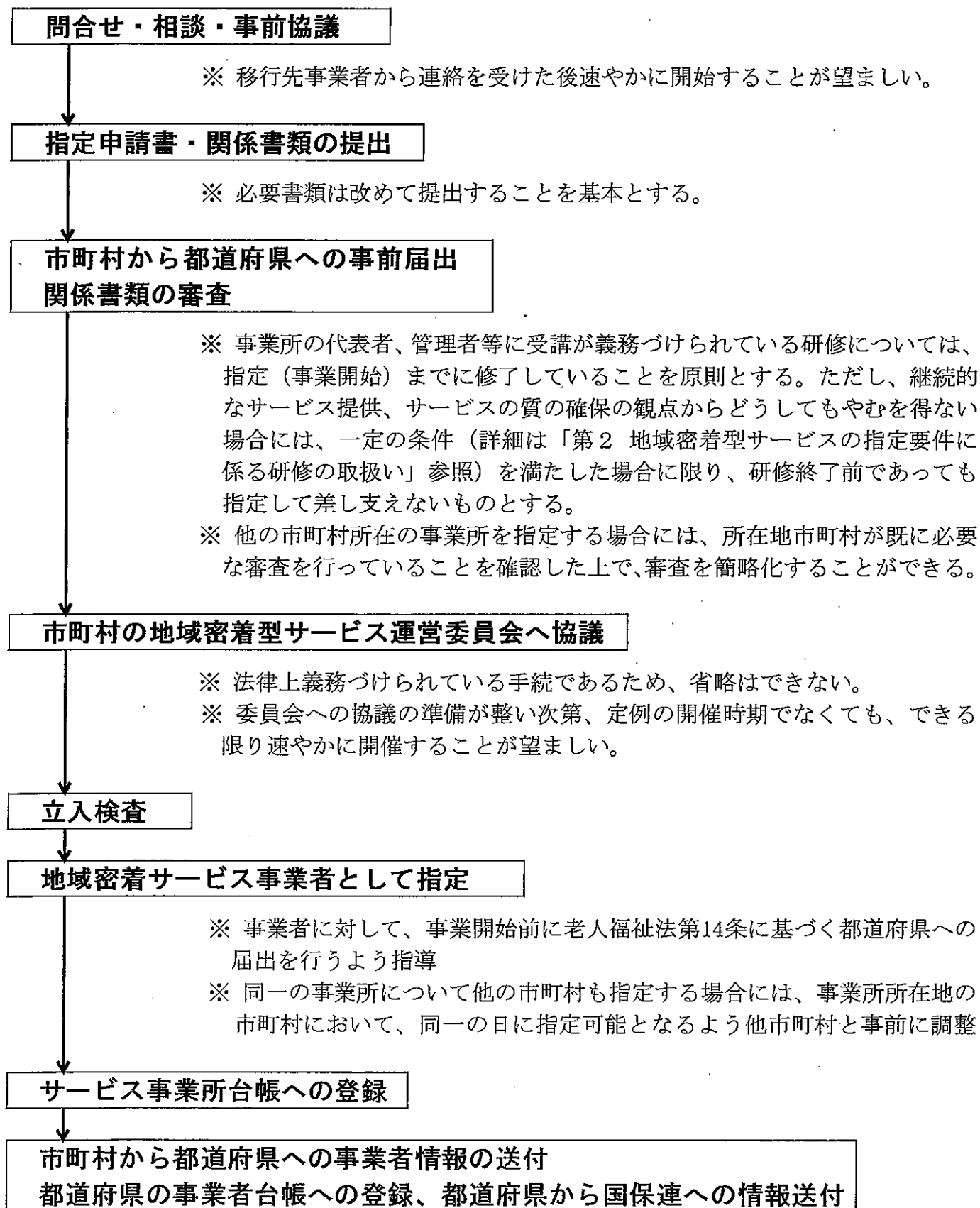
(株) コムスンの事業移行等について③  
地域密着型サービスの指定等に係る留意点

第 1 地域密着型サービスに関する指定手続の流れと留意点

●基本的事項

- 1 今回の事業移行については、介護保険制度上は、コムスンが事業を廃止した上で、譲渡先法人が新たに市区町村の指定を受けることになる。そのため、市区町村においては改めて審査を行っていただく必要がある。
- 2 利用者に対するサービスの継続的な提供と質の確保を最優先とすることとし、市区町村における審査に当たっては十分な配慮をお願いする。
- 3 **資料 2**の「2. 事業移行日について」でお願いしたとおり、認知症 GH については都道府県で取りまとめの上厚生労働省で、その他の地域密着サービスについては各都道府県で指定日を取りまとめる必要があることから、一部の市区町村の手続の遅れは全体のスケジュールの遅れに直結することになる。  
そのような事態が生じないよう、各市区町村におかれては、上記 2 に留意しつつ、指定事務手続は滞ることなく円滑に進めていただくようお願いする。  
他の市区町村から、自市区町村域内の事業所の指定について同意を求められた場合には、既に当該事業所を利用している他市区町村住民の利用者の保護に配慮しつつ、できる限り速やかに回答していただくようお願いする。
- 4 各都道府県におかれては、域内市区町村が円滑に指定事務を進めることができるよう、必要な相談受け・情報提供に努めていただくとともに、指定に必要な講習の実施体制についても柔軟に対応していただくようお願いする。(詳細は「第 2 地域密着型サービスの指定要件に係る研修の取扱い」参照)

## ● 手続のフロー（例）



(株)コムスンの事業移行等について③  
地域密着型サービスの指定等に係る留意点

関係市区町村へのサービス利用者に関する情報提供のお願い

地域密着型サービス事業所の指定事務を円滑に進めるため、(株)コムスンの担当者が9月11日以降、

- ・ 同社の認知症高齢者 GH 事業所が所在する市区町村
- ・ 上記認知症高齢者 GH はないが同社の小規模・夜間事業所が所在する市区町村
- ・ 関係都道府県

を回り、当該事業所の最新利用者リストを提供する予定と聞いている。

上記利用者リストの提供を受けた市区町村におかれては、「他市区町村に所在する地域密着型サービス事業所の利用者である住民が存在する市区町村」が、指定事務手続を行う必要があることを確実に認識できるよう、提供を受けた利用者リストに他市区町村の住民がいる場合には、当該他市区町村に情報提供していただくようお願いする。

## 第2 地域密着型サービスの指定要件に係る研修の取扱い について

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの指定に当たっては、

- 指定認知症対応型通所介護事業所(介護予防事業所を含む。)の管理者
  - 指定小規模多機能型居宅介護事業所(介護予防事業所を含む。)の計画作成担当者及び管理者
  - 指定認知症対応型共同生活介護事業所(介護予防事業所を含む。)の計画作成担当者及び管理者
  - 指定小規模多機能型居宅介護事業者(介護予防事業者を含む。)及び指定認知症対応型共同生活介護事業者(介護予防事業者を含む。)の代表者
- が、各事業所の指定を受ける際にそれぞれ必要な研修を修了していることを要件としているところである。

(参考)根拠となっている通知等

- 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)
- 「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)
- 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連盟通知)
- 「「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について」(平成18年3月31日厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連盟通知)

これらの人員に係る研修については、移行に係る事業所の利用者に対する継続的なサービス提供、サービスの質の確保の観点から、事業所の指定(事業開始)までに修了していることを原則とする。

ただし、当該事業所に従事する予定の者が研修を受講する機会がなく、かつ、指定(事業開始)見込日までに研修修了者を確保することが困難である場合には、利用者保護の観点から、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日厚生労働省老健局計画課長通知)に基づく各研修対象者の要件を満たす者が、各都道府県又は指定都市に対して研修受講の申込みを行い、それぞれ必要な研修を修了することが確実に見込まれるときは、研修修了前であっても当該事業所の指定を行って差し支えない取扱いとする。この取扱いに沿った指定に伴い、当該事業所には研修修了までの間人員基準欠如が生じることになるが、研修修了までの間の介護報酬については減算対象としない取扱いとする。

また、都道府県・指定都市においては、利用者保護の趣旨を十分に御理解いただき、研修受講の申込状況を的確に把握した上で、必要な研修会が適時に開催されるよう積極的な対応をお願いしたい。適時開催された研修会に対しては、介護保険事業費補助金による国庫補助の追加も可能であるので、活用していただきたい。

### 第3 地域介護・福祉空間整備等交付金の取扱いについて

#### 1. 地域介護福祉空間整備等交付金の交付を受けた事業者について

平成18年度及び19年度に地域介護・福祉空間整備等交付金の交付を受けた事業者が、今後の経営が困難な状況となり、他の事業者へ事業を譲渡しなければならなくなった場合、以下のような取り扱いにより対応願いたい。

##### (1) 市町村と契約締結後（事業に着手していない）に譲渡する場合

原則として、市町村と契約を締結した事業者が経営難等の理由により事業を辞退した場合については、契約を取り消した後、再度、事業者を公募したうえで新たな事業者と契約を締結することとなるが、今回の事業譲渡については、当該事業者との契約を取り消した後、公募することなく、既に決定されている譲渡先の事業者と契約を締結されたい。

##### (2) 事業を実施している場合

事業譲渡に伴い、交付金の交付を受けて整備した施設・整備も新事業者に譲渡されることとなるため、財産処分の承認手続きが必要となる。

#### 2. 財産処分について

##### (1) 概要

施設や設備などの財産を、解体・撤去し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供することを財産処分という。事業者が国庫補助金等を受けて取得した財産は、各省各庁の長の承認を受けずに処分を行ってはならないこととされている。（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条）

※ 国庫補助等を受けて取得した施設の場合、建物構造によって処分制限期間が異なり、処分制限期間中に財産処分を行う場合には、所管行政庁の長の承認が必要となる。

※ 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（厚生労働省告示第239号）による。

【参考】補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

## (2) 留意点

現在、コムスンが国庫補助等を受けて取得した施設等の数について、各都道府県に実態の把握をお願いしているところであるが、実態を把握次第すみやかにご報告をお願いするとともに、財産処分に該当する施設等があった場合、財産処分の手続きを遺漏なくすみやかに行っていただくようご留意願いたい。